

諮問番号：諮問第 314 号

答申番号：答申第 314 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市門司福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

処分庁は、本件処分を「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号）によるものとしている。

しかしながら、前任のケースワーカーからは、今回の転居につき、退去時の説明等は受けていない。不備がありながら、不当に支給しないことは、違法行為とみなす。

今回の転居は、高額家賃を理由とした処分庁の指導によるものである。転居前の住居（以下「旧住居」という。）に居住していた際、担当ケースワーカーからは旧住居に係る賃貸借契約書の提出を求められなかった。このような事情があるにもかかわらず、退去時の原状回復費用（以下「本件原状回復費用」という。）の支給を求める一時扶助申請（以下「本件申請」という。）に係る申請額（以下単に「申請額」という。）どおりに支給されないのは不当である。不足額を支払うことは困難であり、最低生活を維持することができない。

これらの本件処分前後の経緯により精神的ダメージも多くなり、投薬が増えて生き苦しい思いをしている。申請額どおりの支給が認められない場合には、法的に争うつ

もりでいる。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人からの旧住居に係る本件申請に対し、処分庁が令和7年10月29日付で減額して支給する本件処分を行ったところ、これを不服としてその取消しを求めるものである。

処分庁は、法令等に則って、一時扶助額を算定しており、その判断要素の選択に合理性を欠くところは見当たらず、計算に誤りは認められない。また、本件原状回復費用につき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の定める額を超えて一時扶助額を支給する根拠はない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分の違法性又は不当性

問答集問7-117の答は、支払った敷金が著しく低額であること等により、賃貸家屋からの転出時に原状回復費用を請求された場合には、同答の定める必要最小限度の額を住宅維持費として認定できる旨を定めている。

処分庁は、同定めを踏まえて、本件処分に係る保護費を次のとおり算定しているところ、その認定判断及び計算等に誤りは認められない。

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(2)のアに定める額（住宅維持費の基準額）

135,000円

- (2) 同(1)のイに定める額（敷金等の特別基準額）

38,000円×3＝114,000円

- (3) 問答集問7-117の答の「すでに支弁した敷金・礼金・手数料等の額」

（旧住居の入居に際し、既に敷金等として支給している額）

102,500円

- (4) 一時扶助額（②－③）

よって、本件処分に係る保護費の算定等に違法又は不当な点は認められない。

2 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、転居は処分庁の指導に基づくものであり、申請額どおりに支給されないのは不当である旨主張している。

この点について、令和 7 年 11 月 6 日、北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課は、処分庁からの依頼に基づき、厚労省保護課に対し、局長通知第 7 の 10 の (4) による特別基準の設定が可能か否か電話で照会している。これに対し、厚労省保護課は、問答集問 7-117 のとおり、支給は基準額の範囲内に限られ、必要不可欠な特別の需要があるとは言えないため、特別基準の設定はできない旨を電話で回答している。

このため、本件原状回復費用につき、問答集問 7-117 の定める額を超えて支給する根拠がなく、審査請求人の主張は採用することができない。

3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 8 年 3 月 12 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 5 月 18 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

- 1 (1) 法第 14 条は、住居扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」（第 1 号）及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（第 2 号）の範囲内において行われる旨を定めており、問答集問 7-117 の答は、支払った敷金が著しく低額であること等により、賃貸家屋からの転出時に原状回復費用を請求された場合には、同答の定める必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えない旨が定められている。

本件についてこれをみると、処分庁は、本件処分に係る保護費を上記第 3 の 1 の (1) から (4) までのとおり算定しているところ、その認定判断及び計算等に違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人は、転居は処分庁の指導に基づくものであり、退去時の費用負担について処分庁から説明がなかったため、申請額どおりに一時扶助が支給されないのは不当である旨主張している。しかしながら、当該転居指導には強制力はなく、最終的には審査請求人自身の判断で転居していること、令和5年12月に作成された賃貸借契約に係る重要事項説明書に、特約事項として退去時の費用負担について記載されており、審査請求人は、本件原状回復費用について知り得たことから、当該審査請求人の主張は認められない。

2 そのほか、本件処分に至る手続きをみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続きをみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続きは適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子